

# イオンタウン高松国分寺SC

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年5月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成21年12月15日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン高松国分寺ショッピングセンター 高松市国分寺町新名644番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
該当なし
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
地元住民(2名)
  - (2) 意見の概要
    - ① 騒音  
【理由】 駐車場等が隣接しているため
    - ② 通行の不便  
【理由】 来客車両の横断走行等のため
    - ③ 空気の汚染  
【理由】 車の排気ガスのため
    - ④ 日照の侵害  
【理由】 テナントD棟の隣接建築のため
    - ⑤ 景観及び日照の侵害  
【理由】 塀の設置のため
    - ⑥ 光害  
【理由】 屋外照明のため
    - ⑦ 防災及び防犯への不安  
【理由】 不特定多数の来客者があるため
    - ⑧ 環境の汚染  
【理由】 廃棄物の増加のため
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成22年5月10日（月曜日）から同年6月10日（木曜日）まで